

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日は、
当日の翌日)

目次

◇ 告 示

保険医療機関の指定
保険医等の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の認可(十四件)

米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の無投票

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 公安規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

告

示

鳥取県告示第七十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-------------|---------------|
| 繩田 医院 | 鳥取市元町四三三 | 昭和五十五年十一月二十四日 |
| 西尾 医院 | 鳥取市富安一丁目五一二 | " |
| 本田内科医院 | 米子市昭和町七一―一 | 昭和五十五年十一月十八日 |
| 西尾 齒科 | 鳥取市富安一丁目五一二 | 昭和五十五年十一月二十四日 |

鳥取県告示第七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|------|-----------|-------------|
| 西元英東 | 鳥医第二、五六〇号 | 昭和五十五年十一月四日 |
| 松尾敏和 | 鳥医第二、五六一号 | " |
| 松木 勉 | 鳥医第二、五六二号 | " |
| 周藤裕治 | 鳥医第二、五六三号 | " |
| 謝花正信 | 鳥医第二、五六四号 | " |
| 森岡伸夫 | 鳥医第二、五六五号 | " |
| 林原咲子 | 鳥薬第四四〇号 | 昭和五十五年十一月十日 |

鳥取県告示第七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|------------|--------------|
| 永見輝生 | 鳥国歯第三九四号 | 昭和五十五年七月二十四日 |
| 橋本公夫 | 鳥国医第二、五五三号 | 昭和五十五年十月十五日 |
| 横濱雄介 | 鳥国医第二、五五四号 | 昭和五十五年十月十七日 |
| 植木泰久 | 鳥国歯第四〇三号 | " |
| 奥田純子 | 鳥国薬第四三八号 | 昭和五十五年十月二十日 |
| 田中孝一 | 鳥国医第二、五五五号 | 昭和五十五年十月二十三日 |
| 上原美朗 | 鳥国医第二、五五六号 | " |
| 中尾 志保子 | 鳥国歯第四〇四号 | 昭和五十五年十月二十五日 |
| 辰村紀子 | 鳥国薬第四三九号 | 昭和五十五年十月二十八日 |

鳥取県告示第七十三号

河原町から申請のあつた町営土地改良（上井手地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良(西山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

河原町から申請のあつた町営土地改良(中井二地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十六号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀(下井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十七号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀(小泉奥)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十八号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀(釜ヶ谷)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十九号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(岡井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十号

鹿野から申請のあつた町営土地改良(岡井地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十一号

八東町から申請のあつた町営土地改良(南地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十二号

八東町から申請のあつた町営土地改良(南地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十三号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(長瀬地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良(日光(畑口)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十五号

日野町から申請のあつた町営土地改良(安井地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十六号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(東小鹿地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十七号

昭和五十五年十二月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないため、投票を行わないこととしたので、土地区画整理法施

行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十六条の規定により公告する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十八十八号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | | |
|---------------|------|--------------|--------------------|---------|
| 指定年月日 | 指定番号 | 住 所 | 氏 名 | 売りさばき場所 |
| 昭和五十五年十一月二十七日 | 四四〇 | 鳥取市西品治八三四番地四 | 株式会社鳥取銀行 鳥取北支店長 | 住所と同じ |

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第九号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

鳥取市吉成警察官駐在所 鳥取市

吉成

を

鳥取市大覚寺警察官駐在所

鳥取市大覚寺

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和55年10月19日に実施した昭和55年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和55年11月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | | | | | | | |
|----|----|---------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 谷口 | 歩 | 清水 | 善樹 | 竹内 | 健 | 藤原 | 未正 | 石山 | 倫男 |
| 森本 | 和夫 | 田中 | 要司 | 兒玉 | 二興 | 森田 | 雅人 | 奥田 | 進 |
| 松原 | 茂 | 田岡 | 隆夫 | 佐藤 | 征太郎 | 中島 | 頰美 | 坂川 | 勝廣 |
| 大谷 | 武司 | 田中 | 正彦 | 竹内 | 賢次 | 寺口 | 仁志 | 岸本 | 光昭 |
| 有田 | 昌雄 | 松尾 | 昌一 | 福田 | 希巴子 | 池上 | 博行 | 中本 | 正明 |
| 井上 | 深 | 国本 | 正樹 | 小林 | 孝治 | 西川 | 慶紀 | 小谷 | まゆ子 |
| 田中 | 浩司 | 嶋田 | 耕一 | 南場 | 長男 | 赤坂 | 紀美枝 | 中嶋 | 朋子 |
| 牧野 | 光照 | 今田 | 隆裕 | 田村 | 和幸 | 吉田 | 清昭 | 横山 | 春雄 |
| 山本 | 勝雄 | 内村 | 泰久 | 穴口 | 未定一 | 山上 | 敏秋 | 岩田 | 秀樹 |
| 山崎 | 敏 | 足川 | 晴雄 | 松田 | 宣史 | 深田 | 善廣 | 北井 | 辰夫 |
| 宇田 | 昇 | 李(大村雅敏) | 千雨 | 鞍掛 | 實 | 岡野 | 昇 | 勝中 | 好夫 |
| 本田 | 昭紀 | 山川 | 洋介 | 渡邊 | 廣秋 | 百毛 | 得雄 | 廣田 | 嘉康 |
| 木美 | 俊彦 | 三島 | ひとみ | 吉次 | 堯明 | 杵築 | 茂夫 | 後藤 | 和生 |
| 高見 | 孝 | 山内 | 達紀 | 山本 | 安 | 八幡 | 優子 | 矢倉 | 毅 |